

障害者差別解消

基本方針を来夏改定

内閣府 事業者向け対応指針も

改正障害者差別解消法が5月に成立したことを受け、内閣府は6月28日、同法に基づき基本方針を来年夏にも改定する考えを同日の障害者政策委員会（委員長 石川准・静岡県立大教授）に示した。今後、同委員会ですぐ2カ月以内に1度の会合を開いて、改定案をまとめる。内閣府幹部は「改正法という仏に魂を入れてほしい」と語った。

基本方針は同法の考

え方を説明するもので、2015年2月24日に閣議決定された。同法の対象とする障害者の範囲、差別とは何か、合理的配慮とは何かなど、法を運用する上での根幹にかかわることを書いている。

基本方針に基づき、各府省は所管する法令に関係する事業者向けに対応指針を作っている。来夏以降、この対応指針も改定する。

改正法は、民間事業者にも合理的配慮の提

供が義務付けられ、差別解消に向けた国と地方自治体の連携協力の供が義務付けられ、差別解消に向けた国と地方自治体の連携協力の

責務を規定した。公布日（6月4日）から3年以内に施行される。改正法をめぐる衆院、参院の付帯決議は政府に対し、「障害者

基本法や障害者虐待防止法を改正すること」「基本方針に差別の定義の考え方を明記すること」などを検討するよう求めている。

同委員会はこれを踏まえ、障害のある女性や性的少数者の受ける複合的な差別を基本方針でどのように規定するか、差別解消の実効性をいかに高めるかなどを議論する。

（福田敏克）